

第 10 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 6 年 10 月 17 日(木) 午後 1 時 30 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 報告

(1) 報告第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書について

4 議案

(1) 議案第 34 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 35 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 36 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

(4) 議案第 37 号

現況確認証明申請について

(5) 議案第 38 号

荒廃農地に係る非農地判断について

5 出席委員

農業委員 8名

1番	黒崎	佳奈	3番	永沼	善恵	4番	岩谷	金良
5番	野内	誠	6番	大串	政一	7番	近内	貞夫
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 10名

12番	佐川	正治	13番	添田	文彦	14番	小針	淳一
15番	渡邊	健一	16番	伊藤良	平次	17番	小豆畑	元
18番	添田	健	19番	円谷	和司	20番	近内	壽夫
21番	矢内	常男						

6 欠席委員

農業委員 1名

2番 鈴木 義延

農地利用最適化推進委員 1名

11番 近藤 強

7 出席した事務局職員

事務局長	荒木	成輔
農地管理係長	岸浪	正徳
書記	会田	勇輝

局 長 開会に先立ちまして報告 2 号の追加および議案 3 6 号の修正がありますので、議案書の差し替えをお願いします。

議 長 本日の農業委員の出席は 8 名です。
2 番 鈴木義延委員、1 1 番近藤強委員より、欠席の連絡がありました。
定足数に達しておりますので、只今より第 1 0 回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》
異議ないものと認め、3 番 永沼善恵委員、4 番 岩谷金良委員 を指名いたします。

(1) 報告第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書について

議 長 議事に入ります。
報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 《朗読説明》
今般、いわき市農業委員会から違反転用事案に係る情報提供がありました。
違反事案が解消されない限り、農地法第 5 条第 2 項第 3 号に規定されている申請者が信用があると認められないことに該当するため許可することができないことから許可申請の取下願出書を提出いただいたところです。

議 長 只今報告のありました農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書について、何かご質問等ございませんか。
《「質問なし」の声あり》

議 長 質問等ないので、報告を終わります。

(1) 議案第 3 4 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長 次に、議案第 3 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 《朗読説明》

只今、説明しました農地法第3条第1項 番号1から番号3につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項 番号1を調査されました矢内常男委員に報告を求めます。

矢内常男委員 農地法第3条第1項 番号1の所有権移転について、調査した結果を報告いたします。

令和6年10月12日、午後3時より、譲渡人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇氏、農業委員の鈴木義延氏、農地利用最適化推進委員の私、〇〇〇〇計4名で、大字〇〇〇〇番、592㎡、字〇〇〇〇番、地目697㎡、字〇〇〇〇番、931㎡、字〇〇〇〇 802㎡を調査しました。

場所は石川町役場より県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ進み、〇〇〇〇の先を左折し、〇〇〇〇へ向います。1,000mほど進んだところから右折し、約50m先の左側に位置しております。

申請理由は、譲渡人の〇〇〇〇氏は工場経営し農作業をせず、ほ場を譲受人の〇〇〇〇氏が耕作をしていました。

そこで譲受人の〇〇〇〇氏に売却したいとのことで今回の申請に至りました。

譲受人の〇〇〇〇氏は、現在も本人所有農地と本件農地を一枚の農地として耕作しており、引き続き周辺農地とも協調し問題なく、耕作できるものと思います。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

1 只今報告のありました農地法第3条第1項 番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第34号農地法第3条第1項 番号1 について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項 番号2を調査されました泉 利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告します。
令和6年10月10日、午前9時30分より、譲受人の〇〇〇氏と農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の4名で、字〇〇〇〇番56㎡を調査しました。
場所は、県立石川高等学校から〇〇〇〇方面に向い約500m進んだ左手の住宅が立ち並ぶところに位置します。
申請理由は、譲受人の妻は農家の生まれで耕作経験も豊富で、耕耘機を2台所有し自家用野菜を栽培しています。当該地は現在休耕地で自宅に隣接している便利なところであり自分の畑を持って耕作したいことから譲渡人に相談したところ、快く譲り受けることができることになり、今回の申請に至りました。
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入る前に、議案第34号農地法第3条第1項 番号2 について
1番 黒崎 委員は、申請者の代理人と同事務所ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、退席を求めます。

《黒崎委員退席》

只今報告のありました 農地法第3条第1項 番号2の件について 何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議 長 異議のないものと認め、議案第34号農地法第3条第1項 番号2 について承認するものと決定いたします。

黒崎 委員の入室を認めます。

《黒崎委員入室》

議 長 続きまして、農地法第3条第1項 番号3を調査されました泉 利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告します。
令和6年10月10日、午前10時より、譲受人の〇〇〇〇氏、農地利用

最適化推進員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の4名で、字〇〇〇〇番外18筆、地目は田が10筆で4, 642㎡、畑が9筆で2759㎡の合計7, 401㎡を調査しました。

場所は、県道〇〇〇〇線から字〇〇〇〇の信号機交差点を〇〇〇〇矢吹方面に約3km進んだ字〇〇〇〇の県道右手、譲受人の自宅周辺に位置します。

申請理由は、譲受人は〇〇〇〇県に居住している譲渡人で従妹の当該地を長年耕作していますが、譲渡人は今後も耕作する予定がないことから、当該地を譲り受け、引き続き耕作することで譲渡人と合意となり今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項 番号3の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議 長 異議のないものと認め、議案第34号農地法第3条第1項 番号3 について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第35号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1は第2種農地、番号2は第3種農地であります。

議 長 農地法第5条第1項 番号1を調査されました大串政一 委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第5条第1項 番号1について調査した結果を報告いたします。

令和6年10月10日、午前9時30分より、荒木事務局長、岸浪係長、

農地利用最適化推進委員 福田正美氏、渡邊健一氏、土地所有者の〇〇〇〇氏、代理人の〇〇〇〇氏と私の7人で調査しました。

申請地は、石川町より〇〇〇〇方面へ向い〇〇〇〇を右折し、県道〇〇〇〇を約1.5km進み右折し、500mほど進んだ地点の大字〇〇番465㎡、字〇〇〇〇76番 87㎡、字〇〇〇〇、528㎡の3筆で計1,080㎡です。

申請地は、道路の右側に位置した場所で盛土や掘削工事は行わず、現在の土地の形状のまま使用するため、土砂流出の心配はありません。また、雨水は基本、敷地内地下浸透とし、雨量が多い場合は既設水路へ排水します。

近隣の農地には、それぞれ出入り口があり分断の心配はなく、また、設置する太陽光発電設備の高さが3.4m程度であるため日照等に支障はなく周りをメッシュフェンスで囲むため景観にも支障をきたすことはないと判断し、この案件は問題ないと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項 番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長 異議のないものと認め、議案第35号農地法第5条第1項 番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項 番号2を調査されました泉 利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第5条第1項番号2の農地転用と権利設定の調査した結果を報告いたします。

令和6年10月10日、午前9時より、代理人から現地説明委託された渡辺氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進員の伊藤良平次氏、小豆畑元氏と私の6名で、字〇〇〇〇2、258㎡の現地調査を行いました。

場所は、磐城石川駅から字方面に向い、〇〇〇〇を進んさらにm進んだ左手の住宅が立ち並ぶところに位置します。

申請人は、自己住宅を所有しておらず、子供が4人いるため成長とともに年々家財も増え手狭になっていることから、自己住宅の建築が必要になりました。申請地は、子供の通学や申請人の通勤にも便利なところであり、また土地購入も予算内で購入可能なところであることから農地ではありませんが、やむを得ず選定することとなりました。

周辺は住宅化しており日照等の影響や集団農地の蚕食または分断はありません。

取水は、公営水道より給水し汚水は合併浄化槽により処理し既設側溝へ排出し、雨水は自然浸透および既設側溝へ排出します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました 農地法第5条第1項 番号2の件について 何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議 長 異議のないものと認め、議案第35号農地法第5条第1項 番号2 について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第36号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議 長 次に、議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

農用地利用集積等促進計画（案）総括表をご覧ください。

こちらにつきましては、外楨地区のは場整備事業に伴う案件で、福島県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を担い手へ貸し付ける際に、

町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

なお、本件につきましては、件数が多いので合計で説明させていただきます。田が375筆で、299, 374.22㎡、畑が17筆で、12, 021㎡、雑種地3筆、486㎡、原野5筆、2, 145㎡、山林1筆、801㎡、合計401筆、314, 827.22㎡です。貸し手が79人、借り手が1法人となります。設定する権利につきましては、すべて使用貸借権で、令和6年11月27日から令和22年12月31日までとなります。

只今、説明しました計画（案）につきましては、効率的利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上です。

議長 只今説明のあった、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。

永沼善恵委員 結農会は、〇〇〇〇さんが一人で請け負うのですか。

荒木事務局長 〇〇〇〇さんは、結農会という法人の代表で、法人の構成員が耕作することになります。

永沼善恵委員 構成員は何人ですか。

岸浪係長 構成員の人数は把握していませんが、結農会が窓口となり農地を借り受け、貸した人に結農会が作業委託することになります。

永沼善恵委員 はい、わかりました。

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

現況確認証明申請について

議 長 次に、議案第 37 号 現況確認証明申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

議 長 現況確認証明申請 番号 1 を調査されました大串政一 委員に報告を求めます。

大串政一委員 現況確認証明申請について、調査した結果を報告いたします。

令和 6 年 10 月 10 日午前 10 時より、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の福田正三氏、渡邊健一氏と私の 5 名で現地確認をしました。

申請地は、石川町より〇〇〇〇方面へ向い、県道〇〇〇〇線の〇〇〇〇を左折し〇〇〇〇方面へ約 1 k m 進んだ県道左側に位置する大字〇〇〇〇番 619 m²になります。

現地は、耕作放棄地で草木が生えた状態であります。

非農地化した経緯は、申請人は相続しましたが、現在神奈川県に住んでおり耕作できない状態で、耕作してくれる人を探しましたが見つからず、今後も耕作不可能なことから、地目を原野に変更したく今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今報告のありました現況確認証明申請について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第 37 号 現況確認証明申請 番号 1 について、承認するものと決定いたします。

(5) 議案第 38 号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第 38 号 荒廃農地に係る非農地判断について を議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

昨年度の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3（3）ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第38号 荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号96を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

午後2時30分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 1 0 月 1 7 日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

	3 番
	4 番